

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
5K6Z23C02310		5LAF2AF0006 0001				GRD-Z001050		
品名 または 件名								
近接信管弾（XM1211）のUAV迎撃性能に関する調査役務								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量		単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00		ST				0		
納地または工事場所				引 渡 場 所				
陸幕				現地				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
				令和8年12月25日（金）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和8年3月11日 (水) 10時40分 中央会計隊入札室 (E-1棟 6F)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争参加資格

防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項第1号から第7号に該当する者は格付けを問わないが、各号のいずれかに該当すること及び本公告の調達物品に係る資格の種類を有しており本公告の調達物件を履行できる技術力が確認できる書類等を令和8年3月6日 (金) 17時00分までに書面等にて提出すること。

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が100万円以上の場合には請書、250万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「早期装備化契約特別条項」

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和０７・０８・０９年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日１７時００分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はＦＡＸ可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ 最低価格の入札金額が契約担当官等が定める調査基準額に該当する場合、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
- ク 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
- ケ 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者とししない可能性があります。
- コ その他の項目については別紙による。
- サ 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第３班 伊藤 (TEL：03-3268-3111内線47555)
(FAX：03-5269-5135(直通))
(rikuzi-cfin@inet.gsdf.mod.go.jp)

仕様書に関する問い合わせ先
陸上幕僚監部装備計画部開発課 川岸 (TEL：03-3268-3111内線41776)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
近接信管弾（XM1211）のUAV迎撃性能に関する調査役務	GRD-Z001050		
	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作 成	令和 8年	2月 6日
	変 更	年 月 日	
	作成部隊等名	陸上幕僚監部装計部開発課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、近接信管弾のUAV迎撃性能に関する調査役務（以降、「本役務」という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1 近接信管弾

Northrop Grumman International Trading, Inc. 社が製造する対UAV用の近接信管弾（XM1211）をいう。

1.2.2 RCWS

Elbit System社が製造するRCWS（Remote Controlled Weapon Station）であり、GRD-Z000865（遊弋型UAV対処器材（その1））で調達された機関銃等の火器を遠隔で操作できるものをいう。

1.2.3 UAV探知装置

Echodyne社が製造するEchoShieldと呼ばれるKu帯のUAV探知レーダであり、レーダによる目標評定位置等をRCWSへ送達できるもの及びその同等品をいう。

1.2.3 クワッド型UAV

4つ以上の回転翼を有するホバリング可能な無人航空機をいう。

1.2.3 固定翼型UAV

固定翼の無人機であり、最大速度が150km/h以上のものをいう。

1.2.4 射撃試験

近接信管弾のUAV迎撃性能を検証するため、RCWS及びUAV探知装置を用い射撃を行い、クワッド型UAV及び固定翼型UAVへの近接信管弾の迎撃性能を確認することをいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約後当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議するものとし、引用文書に定める事項がこの仕様書に定める事項と相違する場合には、この仕様書が優先する。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GRD-Z000865 遊弋型UAV対処器材（その1）

b) 法令等

入札及び契約心得（平成27年防衛装備庁公示第1号）

1.4 附属書

附属書A 試験実施項目

附属書B 審議会実施要領

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

この役務は、陸上自衛隊へ納入されたRCWSにおける近接信管弾の性能及び安全性について評価するため、契約の相手方は**附属書A**に示す試験実施要領においてRCWS及び近接信管弾の性能に係る射撃試験を実施し、官側のデータ取得を支援する。

・なお、契約の相手方は射撃試験時の官側の現地確認に係る相手国との調整の支援、企業間調整、射場調整及び現地における官側の確認項目への支援を併せて行う。

- a) この役務は、RCWSを用いた近接信管弾の評価のために実施する。
- b) 試験実施要領及び指定器材は、**附属書A**による。
- c) 契約の相手方は、防衛省及び自衛隊の任務並びに規則に関して十分な知識をもつ。
- d) 契約の相手方は、役務の履行において日本語での対応を基準とする。ただし、対応が困難な場合は通訳を手配する。

2.2 履行期間

契約締結～令和8年12月18日

2.3 役務の内容

2.3.1 試験実施計画書の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、実施組織、実施日程（ガントチャート）、試験実施要領（試験目的、試験場所、各試験実施項目に対する各UAVの基本諸元及び発射予定弾数を含む細部要領）を記載した試験実施計画書を作成し、審議会において妥当性の審議を経た後、陸上幕僚監部装備計画部開発課に提出する。

2.3.2 射撃試験

2.3.2.1 射撃試験準備

契約の相手方は、**附属書A**に示すRCWS、射撃用火器、近接信管弾、UAV探知装置及び計測器材を準備し、試験実施計画に基づき射撃試験実施に必要な人員を用意する。

- a) 契約の相手方は、本役務に必要な器材を準備するとともに、実施場所において機能発揮できるよう必要な人員を用意すること。
- b) 契約の相手方は、本役務を履行するにあたり試験場管理者もしくは関連企業から技術資料、品質保証検査証、輸出入に係る各種資料、実施計画書、取扱説明書及び整備資料の作成の要求のあった場合は、社内検査等必要な処置を行い、これを作成及び提出を行い円滑な準備を行う。
- c) 契約の相手方は、本役務を履行するにあたり、必要により国内外の外注先との調整を行い、準備体制の確立を行うこと。

2.3.2.2 射撃試験

- a) 契約の相手方は、試験実施計画書に基づき、**附属書A**に示す試験実施項目等に基づき射撃試験を計画し、官側のデータ取得を支援する。
- b) 実施場所は、Marine Corps Air Ground Combat Center, 29 Palms, California, アメリカ合衆国を基準とする。
- c) 射撃試験期間は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、官との調整による。
- d) 契約の相手方は、試験に伴う発生材の処理を行うものとする。
- e) 契約の相手方は、射撃試験終了後に試験実施国において許可される範囲において、実施終了報告書を作成する。実施終了報告書は、RCWS、射撃用火器、近接信管弾、UAV探知装置、各UAV及び操作用機材など試験に用いた器材及び計測器等の使用実績について記載するとともに、本射撃実施に要した業務の実施組織（関連企業を含む）の人員数及び日数について報告する。

2.4 審議会

審議会は、**附属書B**による。

3 監督及び検査

監督及び検査は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約担当官等が定める監督・検査要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**表2**とする。

表2－提出書類

名称	部数	提出期限	提出先	備考
試験実施計画書 ^{a) b)}	1 部	審議会終了後、速やかに	陸上幕僚監部装 備計画部開発課	
実施終了報告書 ^{a) b)}	1 部	射撃試験終了後、速やか に		

注^{a)} 言語は日本語を標準とする。なお、英文図書を引用する場合は、原文のままでもよい。

注^{b)} 提出は電子媒体（DVD-R）とし、同時期に提出することとされている提出書類については、複数の提出書類を1つの電子媒体に格納して提出してもよい。ただし、電子データ形式は、Microsoft WORD2007 以降、EXCEL2007 以降、図面は PDF とする。

4.2 官側の支援

契約の相手方は、次に示す事項について、必要により、事前に官側と調整の上、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 提出書類の作成に、官側が必要と認めた資料などの提示に関する事項
- b) その他官側が必要と認めた事項

4.3 官側資料の使用に関する注意

官側資料の使用に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.2による。

4.4 業務の実施組織

契約の相手方は、この役務の実施にあたって次の組織を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議する。

- a) 契約の相手方は、RCWS、近接信管弾、UAV探知装置に関する知見を有する組織を確保すること。
- b) 履行に必要な情報を取り扱うとともに契約を履行するために必要となる、業務に従事する個人（以下、「作業実施者」という。）を十分に確保すること。
- c) b)項の作業実施者がこの役務を履行できる経験、業績等をもつこと。
- d) b)項の作業実施者が、c)項に掲げるもののほか、履行に必要又は有用な、もしくは背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等をもつこと。
- e) b)項の作業実施者が他の手持ち業務等との関係において、履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- f) この役務の履行にあたり保全すべき情報が存在する場合、知り得た情報を適切に管理できると。

4.5 情報保全

契約相手方は、本役務により知り得た内容を官側の許可なく第三者に漏洩してはならない。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

附属書 A

試験実施項目

A.1 適用範囲

この附属書は、試験において要求する項目について規定する。

A.2 試験実施項目

試験実施項目は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表A.1による。また、契約相手方は表A.2に示す各器材・資材を使用し、試験の準備及び射撃を実施するものとする。この際、表A.1別の試験に伴うすべての器材及び資材を用意するものとする。表A.2に示す資材・器材以外を用意する必要がある場合については試験実施計画書及び実施報告書に記載するとともに、審議会で承認を得るものとする。

表A.1－試験実施項目

番号	試験項目	番号	確認項目	
1	弾薬の性能	1－1	近接信管弾の破片が対象脅威（表 A.2 番号1 及び 2）を破壊または表面を貫通できる威力を有すること。	
		1－2	近接信管弾の破片を停止状態の対象脅威（表 A.2 番号1 又は 2）に射距離（約 1 km）で命中できること。	
		1－3	近接信管弾の信管が対象脅威（表 A.2 番号1 及び 2）に対し作動すること。	
		1－4	遊弋型UAV対処器材（その1）同等品から近接信管弾（又は同等の射弾散布をもつことが確認された弾薬）を用い射弾散布を確認すること。	
2	迎撃性能	2－1	RCWS 及び近接信管弾により、RCWS に対し横方向に飛来する対象脅威（表 A.2 番号1）を射距離（約 1 km 程度）で撃墜できること。	脅威対象は速度 150 km/h を基準とし、細部射撃要領は官側との調整による。

		2-2	RCWS及び近接信管弾により、RCWSに対し遠方からRCWS方向に直線的に飛来する対象脅威（表A.2 番号1）を射距離（約1km程度）で撃墜できること。	
		2-3	RCWS及び近接信管弾により、RCWSに対し横方向に飛来する対象脅威（表A.2 番号2）を射距離（約1km程度）で撃墜できること。	脅威対象は速度3～50km/hを基準とし、細部射撃要領は官側との調整による。
		2-4	RCWS及び近接信管弾により、RCWSに対し遠方からRCWS方向に直線的に飛来する対象脅威（表A.2 番号2）を射距離（約1km程度）で撃墜できること。	

表A.2—器材及び資材等

番号	名 称	数量	器材名又は仕様	備 考
1	固定翼型UAV	3式	幅2m×長さ1.1m程度 表面素材は、繊維強化プラスチック等	本体及び操作機器を含む
2	クワッド型UAV	2式	幅0.35m×長さ0.35m程度 表面素材は、PLA/ABS樹脂等	
3	RCWS	1式	Elbit System社 RCWS (Remote Controlled Weapon Station)	可動させるため必要な電源及び関連器材を含む
4	射撃用火器	1式	Northrop Grumman社 M230LF	射撃に必要な補用品を含む

5	近接信管弾	40発	Northrop Grumman社 XM1211	表A.1 1-4については同等の射弾散布をもつ弾薬に変えられるものとする。 射撃に伴う器材・資材等の不具合により弾数が不足する場合、予備の弾薬は契約相手方が用意するものとする。
6	UAV探知装置	1式	Echodyne社 EchoShield又は同等品	射撃目標を検知でき、目標位置情報等をRCWSへ送信する機能をもつものとする。
7	計測器材	1式	初速レーダ×1（弾速測定用） 高速度カメラ×1（威力確認用） 望遠カメラ×2（迎撃性能確認用）	各レーダ、カメラのデータは現地で確認及び保存できる状態とし、の項目を確認できる状態で準備するものとする。

附属書B

審議会実施要領

B.1 適用範囲

この附属書は、この役務に関わる審議会の実施要領について規定する。

B.2 目的

審議会の目的は、契約の相手方が作成する試験実施計画書について妥当性を評価するものとする。

B.3 審議会の構成及び所掌事項

B.3.1 審議会の構成

審議会の構成は、議長、議長補佐及び構成員とし、細部は次による。

- a) 議長は、陸上幕僚監部装備計画部開発課長が指名する者とする。
- b) 議長補佐は、陸上幕僚監部装備計画部開発課長が指名する者とする。
- c) 構成員は、陸上幕僚監部装備計画部開発課担当者のほか、議長が指名するもの並びに契約の相手方の定めるところによる。

B.3.2 所掌事項

- a) 議長は、審議会を統括する。
- b) 議長補佐は、議長を補佐し、会議を運営する。
- c) 構成員は審議会への参加、必要な事項の調整及び事務を実施する。

B.4 審議会実施計画

審議会の実施計画は、表B.1による。

表B.1—会議実施計画

名称	審議内容	開催場所	実施回数	時期
計画審議会	試験実施計画書	陸上幕僚監部	1回	契約後、1ヵ月以内
試験要領審議会	射撃要領（変更分）	陸上幕僚監部	1回	射撃実施前
注記 審議会の前に事前調整を行うとともに、審議会では契約相手方は議事録作成するとともに、実施組織の関係者並びに代理の者を準備するものとする。				

B.5 審議会の開催申請

契約の相手方は、自ら作成した計画に基づき、通常、審議会の開催希望日の2週間前までに、希望する会議名称、会議内容、日程及び場所を記載した審議会開催申請書を1部作成し、契約担当官等を通じ陸上幕僚監部装備計画部開発課に提出する。

B.6 審議会の通知

議長補佐は、審議会実施計画を作成して契約の相手方に通知するとともに、審議会の構成員の所属長に写しを送付する。

B.7 審議会の実施

議長は、審議会実施計画によって審議会を実施する。

B.8 審議会後の処置

議長は、審議会の結果に基づき、次の処置を実施する。

- a) 仕様書に基づく技術的事項、実施計画等に関する指示及び勧告
- b) 既に認可した技術的事項を更に改善する場合の指示及び勧告

B.9 審議会結果の通知

契約の相手方は、通知された事項について所要の処置を実施する。

入 札 書

調達要求番号	5LAF2AF0006	契約実施計画番号	5K6Z23C02310
--------	-------------	----------	--------------

金 額 ¥

(税抜)

品 名	規 格	単 位	数 量	単価(税抜)	金 額(税抜)
近接信管弾(XM1211)のUAV迎撃性能に関する調査役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納 入 場 所	陸幕	納 期	令和8年12月25日		
入 札 (契 約) 保 証 金	免除	入札書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和8年3月11日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

委 任 状 (入札等)

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊中央会計隊

契約科長 清田 哲也 殿

住 所:

会 社 名:

代表者名:

担当者名:

連 絡 先:

令和7年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者